

**旧規定** [令和2年(2020年)3月31日まで]

内容	単位	内 訳		単 価
手話通訳	1人あたり	2時間まで(派遣コーディネート等の諸経費を含む)		5,000円
		※2時間を超え30分ごと		1,000円
要約筆記	1人あたり	2時間まで(派遣コーディネート等の諸経費を含む)		5,000円
		※2時間を超え1時間ごと		1,500円
	機材・道具 1日あたり	パソコン	入力用・表示用各1台につき	500円
		手書き	OHC(オーバーヘッドカメラ)	500円
			ロールシート・ペン等消耗品	2,000円
	全体投影用	ノートテイク用紙・ペン等消耗品	500円	
		プロジェクター	1,500円	
スクリーン	1,000円			
<b>交通費</b>	1人あたり	<b>実費相当分として</b> (遠距離等は別途算出)		1,000円

**新規定** [令和2年(2020年)4月1日から]

内容	単位	内 訳		単 価
手話通訳料	手話通訳者 1人あたり	2時間まで		5,000円
		※2時間を超え30分ごと		1,000円
要約筆記料	要約筆記者 1人あたり	2時間まで		5,000円
		※2時間を超え1時間ごと		1,500円
	機材・道具 1日あたり	パソコン	入力用・表示用各1台につき	500円
		手書き	OHC(オーバーヘッドカメラ)	500円
			ロールシート・ペン等消耗品	2,000円
	全体投影用	ノートテイク用紙・ペン等消耗品	500円	
		プロジェクター	1,500円	
スクリーン	1,000円			
<b>諸経費</b>	手話通訳者等 1人あたり	<b>通信・印刷等を含む派遣コーディネート諸経費</b>		1,000円
<b>旅費</b>	手話通訳者等 1人あたり	<b>遠距離や宿泊を伴う場合等</b>		<b>実費相当分</b>

○手話通訳者等の派遣料に係る所要時間は、現地拘束時間とする。

○上記は、待ち合わせから打ち合わせや機材設営等の準備・待機・別会場への移動を含める。

○待機や別会場への移動に当たらない食事等の休憩時間は、拘束時間に含めない。

○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣は、手話通訳に準ずる。

○**交通費については、遠距離や宿泊を伴う場合等に依頼者との協議により別途「旅費」として実費相当分を計上する。**

○参加費や入場料・駐車代・その他これらに類する必要経費は、依頼者が負担するものとする。

○議会・政見放送・テレビ放送・司法・その他専門性が高いと認められる分野での通訳は、別途契約とする。

○事情によって上記を適用できない場合は、依頼者との協議の上で決定する。

※社会通念上派遣することが好ましくない、または公共の福祉に反すると認める内容については派遣しない。

※規定は社会情勢等に応じて見直す。